

第4回 介護情報利活用ワーキンググループ

令和5年2月27日

資料1

共有すべき介護情報に係る検討について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

前回のワーキンググループにおける主なご意見

- 要介護認定情報、請求・給付情報、LIFE情報、ケアプランについて、関係者間で優先的に共有すべき情報や、共有にあたり留意すべき事項等について、以下のような意見があった。

<共有すべき範囲に係る主なご意見>

- 介護情報を共有する範囲について、基本的に幅広く必要な関係者に共有すべきではないか。
- サービス提供者と利用者として、共有すべき情報の種類は分けて検討すべきではないか。
- 介護事業所同士で共有すべき情報と、医療機関と介護事業所として共有すべき情報は別に検討すべきではないか。

<検討に際して留意すべき事項に係る主なご意見>

- 利用者に介護情報を共有する際、自己評価及び今後の改善につながるような情報を優先的に共有すべきではないか。
- 共有される各情報について、新たな対象に共有されることにより、本来記載すべき情報の内容が影響されることのないよう留意すべきではないか。
例：認定調査票を利用者に共有することで、利用者に配慮し、本来認定調査に必要な情報を記載しない 等
- 利用者にそのまま提供しても分かりにくい情報について、共有しないのではなく、分かりやすい形にして積極的に共有することを検討すべきではないか。

介護情報の共有の範囲や共有に関する検討の進め方（案）

■ 前回の議論を踏まえ、以下のような方針で検討を進めてはどうか。

- 介護情報の共有範囲について、必要とされる関係者に共有し、原則として利用者自身も閲覧できるようにすることとしてはどうか。
- 利用者への情報共有については、自己評価や今後の改善につながるような項目を共有することとしてはどうか。
- 登録されている情報をそのまま共有するのではなく、特に利用者にとっては分かりやすく共有することが重要ではないか。
- 共有される各情報について、新たな対象に共有されることにより、本来記載すべき情報の内容が影響されることのないよう留意すべきではないか。

介護現場で活用される利用者に関する主な情報

情報の種類	様式等	主な保有主体（○）と 作成主体（★）					
		利用者	市区町村	介護事業所	居宅介護支援事業所	医療機関	
要介護認定情報	①認定調査票		★				
	②主治医意見書		○			★	
	③介護保険被保険者証	○	★	○	○		
	④要介護認定申請書	★	○				
請求・給付情報	①給付管理票 ②居宅介護支援介護給付費明細書	○	○		★		
	③介護給付費請求書 ④介護予防・日常生活支援総合事業費請求書 ⑤居宅サービス・地域密着型サービス給付費明細書 ⑥介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス介護給付費明細書 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 ⑧施設サービス等介護給付費明細書	○	○	★	○		
	L I F E情報			★			
	ケアプラン	(1)居宅サービス ①第1表 居宅サービス計画書(1) ②第2表 居宅サービス計画書(2) ③第6表 サービス利用票 ④第7票 サービス利用票別表	○		○	★	
		(2)施設サービス ⑤第1表 施設サービス計画書(1) ⑥第2票 施設サービス計画書(2)	○		★		

(注) 開示請求することで保有可能となる場合は除く。